

介護予防・日常生活支援総合事業

通所型(従前相当サービス)

重要事項説明書



これからも…ずっと…



庄内たがわ農業協同組合

〒999-7611 山形県鶴岡市上藤島字備中下3番の1

電話 0235-33-8165

ファックス 0235-33-8166

令和6年6月版

介護予防・日常生活支援総合事業通所型(従前相当サービス)重要事項説明書

ご利用者に対する指定居宅サービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	庄内たがわ農業協同組合
主たる事務所の所在地	〒999-7611 山形県鶴岡市上藤島字備中下3番の1
代表者（職名・氏名）	代表理事組合長 海藤 喜久男
設立年月日	平成7年4月3日
電話番号	0235-64-3000（代表）
業務の概要	信用事業・共済事業・生活福祉事業・営農指導事業・販売事業・購買事業 等の業務を行っております。

2. ご利用事業所の概要

事業所名	デイサービス えがお・デ・あいと	
所在地	〒999-7621 山形県鶴岡市長沼字宮前23番の1	
介護保険事業所番号	0670702018	
管理者及び連絡先	氏 名	連絡先
	小野寺 なおみ	0235-33-8165
サービス提供地域	鶴岡市・三川町・庄内町	
利用定員	33人	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な「介護予防・日常生活支援総合事業通所型(従前相当サービス)」を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 営業日時

	介護予防・日常生活支援総合事業 通所型（従前相当サービス）
営業日	月～土曜日
営業時間	8：45～17：00
サービス提供時間	9：00～15：30
休日	日曜日及び年末年始（12月31日～1月3日まで）

5. 資格職員配置

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者兼生活相談員	1		総括・サービス計画・調整
生活相談員	2		サービス計画・調整
介護職員	5	3	介護全般
看護職員	2		健康管理・機能訓練
機能訓練指導員	1		機能訓練・サービス計画

6. サービスの内容

「介護予防・日常生活支援総合事業通所型（従前相当サービス）」は、事業者が管理運営する特定の施設に通って、当該施設において、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の支援、並びに機能訓練を行うサービスです。

7. サービス利用に当たっての留意事項

ご利用者は、「介護予防・日常生活支援総合事業通所型（従前相当サービス）」の提供を受けられる際には、次の事項について留意をお願い致します。

（1）感染症について

利用者に 感染症・食中毒が 発症あるいは発症の 疑いが認められた場合	利用中に発症あるいは発症の疑いが認められた場合は、他の利用者からの隔離をさせていただく場合があります。利用者の家族等、介護支援専門員等にすみやかに連絡し、利用を中止して病院等で受診して頂く場合があります。利用者の自宅や滞在中の施設等にて発症あるいは発症の疑いが認められた場合は、病院等で受診していただくことがあります。また、症状が回復し、感染の恐れがなくなるまでの期間について利用を控えていただく場合があります。
利用者と同居する 家族等に感染症 食中毒が発症した場合	同居する家族等に感染症・食中毒が発症し、同居が継続される場合は、その症状が回復し、感染のおそれなくなるまでの期間について利用を控えて頂く場合があります。
従業者等に 感染症・食中毒が発症 あるいは発症の疑いが 認められた場合	従業者等に発症の疑いが認められた場合は、すみやかに勤務・来所を中止させ病院等で受診させます。また、症状が回復し、感染のおそれなくなるまでの期間について勤務を控えさせます。従業者と同居する家族等に感染症・食中毒が発症し、同居が継続される場合は、その症状が回復し感染の恐れがなくなるまでの期間について勤務を控えさせる場合があります。
複数の利用者・従業者 に感染症・食中毒が 発症した場合	複数の利用者・従業者に感染症・食中毒が発症した場合は厚生労働省が定めたマニュアルに従って、市町村に報告し、所轄保健所に対応について相談します。利用者・家族等・関係機関には、感染症・食中毒のリスクと事業所の対応策について説明をします。感染のおそれなくなるまでの期間について制限させていただいたり、利用を控えていただく場合があります。

（2）送迎について

サービスを利用する際は、従業者が送迎に向かう迄、ご自宅でお待ちください。送迎職員到着以前、ご帰宅後の外出に起因する事故に関しては、当事業所で責任を負いかねますのでご了承ください。

（3）入浴について

サービスを利用する際は、事前の体調チェックを行うものとし、本人の意思にかかわらず入浴の延期をする場合があることをご了承ください。また、入浴中に体調不

良となった場合は、すみやかに従業者にその旨をお伝えください。

(4) 貴重品、金品、物品について

ご利用者同士の金品、物品の受け渡しは固くお断りいたします。紛失時または破損時に責任を負いかねます。又介護職員への金品、物品等の授受もご遠慮ください。

(5) その他迷惑行為について

事業所内において宗教活動、政治活動、営利活動その他迷惑行為などは固くお断りいたします。

(6) 同意について

ご利用者が通所介護サービスを受ける際には、ご利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、署名捺印のご同意をいただきます。

8. 利用料金（別紙参照）

9. キャンセル料

①利用予定日の前日の16:30までのご連絡・・・無料

②利用予定日の前日の16:30以降のご連絡・・・お食事代ご負担

※月曜日のキャンセルについて

前々日（土曜日）の16:30までのご連絡・・・無料

利用予定日の前々日（土曜日）の16:30以降のご連絡・・・お食事代ご負担

10. 高齢者虐待防止及び身体拘束の適正化について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 虐待防止に関する責任者 上野 豊

- (1) 高齢者虐待防止及び身体拘束の適正化に係る研修等を通じて、職員の人権意識の向上や技術の向上に努めます。
- (2) 通所介護計画の作成など、適切な支援の実施に努めます。
- (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 当事業所は「通所介護サービス」の提供を行っている時、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当事業所は身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。そして、ケア方法の改善や環境整備などの創意工夫を重ねて、身体拘束を解除できるよう、職員一丸となって検討・調整を行います。

11. 非常災害対策及び業務継続計画の作成について（業務継続計画・BCPの作成）

(1) 非常災害時の対応

別途定める「防災計画・防災マニュアル」に則り対応を行います。

(2) 平常時の訓練

風水害、土砂災害、地震、火災を想定した消防・避難訓練を、ご利用者の方も参加していただき実施します。

(3) 業務継続計画（BCP）の作成について

令和6年度介護保険改正により、業務継続計画の作成が義務化となりました。当事業所は業務継続計画を作成しており、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるように、体制を強化しております。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、職員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. 緊急時の対応

当事業所は、「介護予防・日常生活支援総合事業通所型(従前相当サービス)」の提供を行っている際に、ご利用者の状態に急な変化が生じた場合その他必要な場合、予めご利用者より指定のあった主治医、もしくは近隣の救急指定病院へ連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じます。

14. 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) 当事業所は、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、速やかにご利用者の家族、又は県、市町村及び関係各機関に連絡し、必要な記録と措置を講じます。
- (2) 当事業所は、サービスの提供によりご利用者に賠償すべき事故が発生した場合、天災地災等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し当該事故の発生につき、ご利用者の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- (3) 当事業所は、万が一の事故の発生に備えて賠償責任保険に加入しています。

15. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) ご利用者及びそのご家族に関する秘密の保持について
事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 個人情報の保護について
事業者は、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ます。事業者は、ご利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物については注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

16. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は次の通りですので、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号 0235-33-8165
介護予防・日常生活支援総合事業通所型(従前相当サービス)	管理者 小野寺 なおみ
事業所苦情解決責任者	福祉介護課長 上野 豊

- (2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	鶴岡市役所長寿介護課	電話番号 0235-25-2111
--------	------------	-------------------

	三川町役場健康福祉課	電話番号 0235-35-7031
	庄内町役場保健福祉課	電話番号 0234-42-0150
	山形県国民健康保険団体連合会	電話番号 0237-87-8000

17. 利用料金の支払い方法について

利用料金の支払いは、月末〆切の翌月25日又は27日（ただし、金融機関が休業の場合は翌営業日とする）とし、原則として契約者または利用者名義の当組合の貯金通帳口座より振替（貯金口座振替依頼書に基づく）させていただきます。他の支払い方法をご希望の場合は、ご相談ください。

18. 福祉サービス第三者評価実施状況

項目	内 容			
(1) 実施の有無	有	・	無	
(2) 実施年月日	令和	年	月	日
(3) 実施した評価機関				
(4) 評価結果の開示状況				

私は、事業者より「介護予防・日常生活支援総合事業通所型(従前相当サービス)」の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏 名 _____ 印

署名代行者（又は法定代理人）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

本人との続柄（ _____ ）

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者住所 鶴岡市長沼字宮前23番1

事業者名 庄内たがわ農業協同組合

説明者・氏名 _____ 印